



11月は 児童虐待防止推進月間

全国的に児童虐待に関する通報や相談件数は増加傾向にあり、虐待によって子どもの命が失われる痛ましい事件も後を絶ちません。児童虐待をなくすために、私たちにできることは何か、この機会に地域や家庭で話し合ってみましょう。

◎問い合わせ 子ども家庭課 ☎23-0964

子どものしつけ、虐待かも
子どもに、生活習慣や社会のルールを教えることは大切なことです。しかし、養育者の期待を押しつけ、言葉で責め立てたり、暴力で従わせたりすることは、「しつけ」ではなく「虐待」です。虐待は、子どもの心に恐怖やトラウマとして残り、その成長・発達に悪影響を与えます。子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を感じたり、不快感を意図的に与えたりする行為は、全て体罰であり法律でも禁止されています。



子どもを虐待から守りましょう

児童虐待の現状
令和4年度、本市に寄せられた新規児童家庭相談は202件で、そのうち虐待に関する相談が103件でした。
また、昨年全国の虐待相談件数は過去最多を更新。このことは、面前DVに関する警察からの通告の増加とともに、社会的関心の高まりが背景にあると考えられます。

「女性に対する暴力をなくす運動」とは

夫や交際相手、パートナーからのDV(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかしながら、現状は女性に対する暴力や人権への軽視が見受けられることから、女性の尊厳のための意識啓発や教育の充実などに取り組んでいきます。

本市の状況

昨年度、市男女共同参画センターに寄せられた相談件数は860件。そのうちDVに関する相談は195件で、DV関連の相談が前年度より増加しています。
※DVには身体的な暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれます

互いの考え方や価値観を認めましょう

ハラスメントは、相手を不快にしたり、人格や尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えます。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどさまざまなものがあります。例えば、上司から言葉による性的な嫌がらせを受けたら、セクシュアル・ハラスメントであると同時にパワー・ハラスメントでもあり、モラル・ハラスメントにもなり得ます。家庭や職場などでの日常的なやり取りの中でもハラスメントの種を無自覚にまいて、いつの間にかハラスメントの加害者になってしまふことがあります。



人は、それぞれ違った考え方や価値観を持っています。暴力の加害者にも被害者にもならない対等な関係を築くためにも、自分らしさを大切にするとともに、相手との違いを認め、自分の気持ちや言葉を丁寧、丁寧に伝えることが大切です。

虐待の種類

心理的虐待	身体的虐待	性的虐待
言葉で脅す、無視する、兄弟間などで差別する、子どもの前で夫婦けんかや暴言・暴力を行う面前提、DV など	食事を与えない、不潔にする、家に閉じ込める、車内に放置する、医療を受けさせない、養育者以外の同居人などからの虐待を放置するなど	殴る、蹴る、やけどを負わせる、戸外に締め出す など
ネグレクト(育児放棄・怠慢)	性的関係を強要する、性器や性交を見せる など	

手をあげそうになったときには

子どもが言う事を聞かないなどで否定的な感情が生じたときは、背景に何があったか、子どもの立場や主張を振り返ってみましょう。深呼吸して気持ちを落ち着かせたり、ゆっくり6秒数えたりするなど、少しでもストレスの解消につながりそうな工夫を見つけ、子どもと向き合います。

子育てに悩んだら

子育ては大変なことです。子育てに関する悩みや心配事があるときは、身近な人や専門機関に相談して

悩まないで、まずは相談

- 【電話相談窓口(相談専用)】
- 市男女共同参画センター ☎23-7157
- 宮崎県女性相談所 ☎0985-2213858
- 警察安全相談室 ☎#9110(全国共通)
- 性暴力被害者支援センター「さばーとねつと宮崎」 ☎0985-3818300
- 【SNS相談窓口】
- 性暴力に関するSNS相談窓口「Cure Time (キュアタイム)」



女性に対する暴力をなくす運動 パネル展・啓発イベント

- 【パネル展】
- 期間 11月13日(月)～24日(金)
- 場所 市役所1階ロビー
- 【啓発イベント】
- 期日 11月25日(土)
- 場所 「道の駅」都城NiiL
- 内容 啓発グッズの配布やワークショップなど

みましよう。ささいなことでも、話をすることで解決の糸口を見つかるかもしれません。

周囲の人の気付きで守られる命

近所の人などがあいさつや声をかけてくれるだけで、養育者の気持ちが軽くなることもあります。養育者や子どもを見かけたら温かい気持ちで見守ってください。

相談・連絡先

児童虐待に関する相談	子育てに関する相談
児童相談所全国共通ダイヤル※無料 ☎189(いちばやく)	市保健センター ☎36-5661
宮崎県南部福祉子どもセンター(都城児童相談所) ☎22-4294	東部保健センター(高城保健センター) ☎58-6800
子ども家庭課 ☎23-0964	西部保健センター(高崎福祉保健センター) ☎62-4411
	児童家庭支援センターゆうりん ☎45-2140
	児童相談所相談専用ダイヤル※無料 ☎0120-1189-1783

※国では、養育者や子どもから匿名によるLINE相談を受け付けています

